

## 八百津町総合計画審議会委員（公募委員）募集要領

### 1 趣旨

町長の諮問に応じ、今後のまちづくりの方針やそれを実現するための施策などを定める「八百津町総合計画（基本構想及び基本計画）」に関する調査及び審議を行うため設置する八百津町総合計画審議会の委員（公募委員）を募集する。

### 2 公募人数

若干名

### 3 任期

委嘱の日（令和6年5月予定）から答申終了（令和7年3月予定）まで

### 4 応募資格

- (1) 町内に在住の18歳以上の方（令和6年4月2日現在、高校生は不可）
- (2) 国、地方公共団体の議員又は常勤公務員でない方
- (3) 審議会に出席可能な方（5回程度開催。開催日時等は構成員同士の都合により変動）

### 5 報酬

町の規定による報酬（1回出席につき6,000円）を支給する。なお、交通費の支給はしない。

### 6 応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、持参・郵送・電子メールのいずれかの方法で提出する。なお、応募用紙は返却しない。

#### 【記入事項】

- ① 氏名（ふりがな） ② 生年月日 ③ 年齢 ④ 住所 ⑤ 電話番号
- ⑥ 電子メールアドレス ⑦ 職業
- ⑧ 社会活動経験等 ⑩ 応募理由（応募の動機、抱負等を400字以内で記入）

### 7 応募期間

令和6年4月2日（火）から令和6年5月2日（木）まで

※ 郵送の場合、令和6年5月2日（木）必着まで有効とする。

### 8 選考及び結果通知

応募用紙に記載された社会活動の経験や応募理由等を参考に、書類選考により決定し、選考結果は応募者全員に書面で通知する。

### 9 選考基準

- (1) 提出された応募用紙及び応募理由の内容について、次の事項により選考する。
  - ① 本町の現状や課題を的確に捉えているか。
  - ② 先見性があり、かつ現実的な主張であるか。
  - ③ 審議に必要な知識があるか。
  - ④ 社会的に公平・中立な立場で審議できるか。
  - ⑤ 審議をまとめる協調性があるか。
- (2) 審議会委員全体の男女の比率に配慮する。
- (3) より広く町民の意見を聴くため、年齢・地域等による委員構成に配慮する。

### 10 応募提出先（問い合わせ先）

〒505-0392

八百津町八百津3903番地2

八百津町役場総務課企画行政係

電話番号 0574-43-2111（内線2213）

E-mail : gyousei@town.yaotsu.lg.jp